

報告第8号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度新居浜市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

写

専決第8号

処 分 書

平成22年度 新居浜市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について

平成22年度新居浜市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

新居浜市長 佐々木 龍

平成22年度 新居浜市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度新居浜市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		475	△456	19
	1. 支払基金交付金	475	△456	19
2. 国庫支出金		245	△245	—
	1. 国庫負担金	245	△245	—
3. 県支出金		61	△60	1
	1. 県負担金	61	△60	1
4. 繰入金		80	△74	6
	1. 一般会計繰入金	80	△74	6
5. 諸収入		2	62	64
	1. 雑入	2	62	64
6. 繰越金		6,552	111,549	118,101
	1. 繰越金	6,552	111,549	118,101
歳入合計		7,415	110,776	118,191

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		80	△74	6
	1. 総務管理費	80	△74	6
2. 医療諸費		844	△770	74
	1. 医療諸費	844	△770	74
3. 諸支出金		6,491	111,620	118,111
	1. 償還金	6,491	△600	5,891
	2. 繰出金	—	112,220	112,220
歳 出 合 計		7,415	110,776	118,191

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (歳 出)